



2025年5月20日

各 位

会 社 名 日本高純度化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小島 智敬  
(コード番号4973 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役 渡邊 基  
経営企画部長兼財務経理部長  
(TEL. 03-3550-1048)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、株主（以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月20日開催予定の第54期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、社外取締役を含む全会一致で、本株主提案のすべての議案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案株主

HIBIKI PATH VALUE FUND

#### 2. 本株主提案の内容

##### (1) 議題

- ① 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定等の件
- ② 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- ③ 自己株式取得の件
- ④ 剰余金の処分の件

##### (2) 議案の内容及び提案の理由

別紙の本株主提案書面に記載のとおりです。

なお、別紙は、提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

#### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

## (2) 反対の理由

### ① 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定等の件

#### ア 当社の取締役の報酬等に係る決定プロセスについて

当社は、役員報酬決定手続きの客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会を設置しております。そして、当社取締役会は、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等については、これらの内容を指名報酬諮問委員会に対して諮問し、その答申を踏まえて決定しております。また、取締役の報酬の具体的な内容は、株主総会において決議される報酬枠の範囲内で、指名報酬諮問委員会において個人別の報酬内容を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定しております。

#### イ 役員報酬制度の見直しについて

当社は、2025年4月28日に、2026年3月期から2028年3月期までの3か年を対象とする中期経営計画 (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4973/tdnet/2599113/00.pdf>) (以下「本中期経営計画」といいます。) を策定・公表しております。

そして、当社は、これに先立つ2025年4月25日開催の取締役会において、本中期経営計画に掲げる各施策の取り組みによる持続的成長の実現、並びに当社の業績及び中長期的な企業価値の向上への取締役の貢献意欲向上をより加速させることを目的として、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、役員報酬制度の見直しを決議しております(以下、見直し後の役員報酬制度を「本役員報酬制度」といいます。)。なお、当社は、本定時株主総会で関連する定款変更議案が承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定であり、本役員報酬制度につきましては、本株主総会における関連議案の承認決議を経た後に適用する予定です。

本役員報酬制度は、(i) 当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主の皆様との価値を共有できる設計とすること、(ii) グローバルな視点を持つ優秀な人材を確保し、かつ維持できる水準とすること、及び(iii) 報酬の決定プロセスを客観的で透明性の高いものとするを基本的な考え方としております。

また、本役員報酬制度の報酬水準については、当社が本中期経営計画の目標達成への動機づけ及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部機関の客観的な役員報酬調査データを用いてベンチマーク企業群を選定し、固定報酬及び変動報酬の水準等を総合的に勘案して決定することとしております。

そして、本役員報酬制度における業務執行取締役の報酬体系は、「基本報酬」に加え、業務執行に対するインセンティブとしての「業績連動報酬」及び株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで中長期の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした「株式報酬」を支給することとし、業務執行取締役の目標達成度が100%の場合に、概ね、基本報酬50~60%、短期業績連動報酬20%~30%、株式報酬20%となるよう設計しております。このうち、「株式報酬」については、本中期経営計画に策定した財務目標(ROE、TSR)の達成度合いに連動して支給する譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数を年間最大24,000株、譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年60百万円以内とすることを予定しております。

当社としては、当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主の皆様との価値を共有できるバランスのとれた本役員報酬制度の報酬体系こそが、グローバルな視点を持つ優秀な人材の確保・維持の下支えとなり、ひいては当社の企業価

値の持続的な向上に資すると考えております。

なお、本役員報酬制度の詳細につきましては、当社が2025年4月25日に公表した「役員報酬制度の見直しに関するお知らせ」をご参照ください。（<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4973/tdnet/2598931/00.pdf>）

#### ウ 本議案に係る株式報酬を導入する必要がないことについて

本議案は、会社提案である第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」に係る譲渡制限付株式について、発行又は処分する普通株式の総数を年間最大108,000株、割当てのための報酬限度額を年270,000千円以内とし、ROE及びTSRを含む業績連動型で、報酬総額に占める株式報酬の比率が50%以上となるように設計されたものとするを求めるものです。

当社は、上記イのとおり、業務執行取締役の報酬構成については、業務執行取締役の目標達成度が100%の場合に、概ね、基本報酬50~60%、短期業績連動報酬20%~30%、株式報酬20%となるよう設計しておりますが、本議案の内容は、これらのバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

また、本議案のとおり、業務執行取締役の報酬構成を、ROEやTSRを含む業績連動型の株式報酬の比率が報酬総額の50%以上となるよう設計した場合、業務執行取締役の報酬構成が過度に業績連動報酬に傾斜したものとなり、一時的な大幅な増配や大規模な自己株式取得等による短期的なROEやTSRの向上を志向するインセンティブが強く働いてしまう可能性があります。そのため、本議案の内容は、現在当社が妥当と考える中長期的な企業価値向上を目指した報酬体系の趣旨とは異なる結果をもたらすものと考えております。

#### エ 小括

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本議案の内容については、上記取締役会意見の決議に先立って指名報酬諮問委員会が審議を行い、取締役会に対する答申を行っております。取締役会は、指名報酬諮問委員会からの当該答申を踏まえ、上記取締役会意見を決議しております。

#### ② 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、本中期経営計画の事業戦略において、「投資による事業拡大」を基調テーマとし、中長期的な企業価値の向上に向けた種々の成長投資を行うことを予定しております（具体的な成長投資の内容については、議題③「自己株式取得の件」に対する当社取締役会の反対意見の理由の記載をご参照下さい。）。当社は、剰余金の配当等については、こうした経営基盤強化のための成長投資戦略及び当社を取り巻く経営環境や事業特性を踏まえた資本効率と財務健全性のバランス等、総合的なキャッシュアロケーションを考慮した上で株主還元に関する方針を策定することこそが、中長期的な企業価値の向上につながり、株主共同の利益に資するものと考えております。当社が剰余金の配当等の決定機関を取締役会とした目的は上記のとおりであり、株主還元を制限する目的でこれを行ったものではございません。

現に、当社は、当該定款変更以降、2022年3月期の期末配当における記念配当の追加実施、2022年10月に360百万円を上限とする自己株式の取得、さらに、2024年3月期の期末配当より、プライム市場上場会社として当面の業績に大きく左右されない一定レベル

の株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率(DOE)という新たな株主還元方針を適用する等、機動的な株主還元を取締役会決議により実施してまいりました。また、本中期経営計画においても、株主還元については、配当性向50%を意識しつつ、政策保有株式の売却を勘案した株主還元を継続するとともに、自己株式の取得についても状況に応じて機動的に実施を検討することとしております。

当社の株主還元に関する実績及び計画は上記のとおりであるのに対し、本議案は議題「③ 自己株式の取得の件」及び「④ 剰余金の処分の件」の前提となる提案であるところ、仮にこれらすべての議案が可決された場合、当社の財務健全性を損ね、成長投資の機動性を損なう事態を招来するものであり、中長期的な企業価値の向上が妨げられるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

### ③ 自己株式取得の件

当社の株主還元方針につきましては、資本効率と財務健全性のバランスを取りつつも、プライム市場上場会社として当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率(DOE)を導入し、2024年3月期の期末配当より適用しております。

また、当社は、自己株式取得や配当等の株主還元策については、中長期的な企業価値向上に向けた事業戦略や財務目標と併せて検討し、これらを総合的に勘案して決定すべき事項であると考えております。

そして、当社は、本中期経営計画の事業戦略において、「投資による事業拡大」を基調テーマとし、(i) 戦略投資による事業の拡大及び(ii) 投資による事業の強靱化を行うことを予定しております。このうち、(i) 戦略投資による事業の拡大としては、複数社との協業による領域の最大化を目的としたM&Aの加速、コンソーシアムへの参入を目的とした技術提携・資本参加への積極化、及び知財ポートフォリオの強化を目的とした知的無形財産への投資を実施し、これらの施策によって、「金」前後のめっき工程の獲得、めっき以外・金以外の技術の獲得、海外及び国内における拠点の獲得、半導体分野の顧客開拓、並びに電池事業の加速を実現する予定です。また、(ii) 投資による事業の強靱化としては、先進半導体のリソース強化や開発設備の整備・拡張、AIの活用による研究開発の先進化と効率化等の開発機能の強化、お客様とのエンゲージメントの向上に向けたCRMシステムの導入等の営業スタイルの変革、及びJPCブランドの発展に向けた広告宣伝や従業員のウェルビーイングの向上を実施し、これらの施策によって、半導体領域の開発加速、営業機能の強化、トータルプロセス提案の強化、顧客エンゲージメントの醸成、及び従業員のパフォーマンス向上を実現する予定です。当社としては、これらの事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であると判断しております。

そして、上記の事業戦略の遂行に際しては多額の資金需要が想定されることから、本中期経営計画における財務目標においては、上記の事業戦略を前提として、本中期経営計画期間で創出する営業キャッシュフローのみならず、手元資金と政策保有株式の流動化により得られる資金も活用しつつ、中長期の成長投資を実行することとしております。

また、本中期経営計画における株主還元方針は、上記の事業戦略や財務目標を踏まえ、長期的な成長を目指して、資本効率と財務健全性のバランスをとることを基本的な方針としております。

以上のように、当社は、本中期経営計画における事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であり、現状の手元資金と政策保有

株式の流動化により得られる資金については、まずは当該事業戦略を着実に遂行するための資金として活用することが最適であると考えております。

これに対して、本議案は、本株主総会終結の時から1年以内に21億円を総額として、発行済株式の約10%に相当する61万株という大規模な自己株式の取得を行うものですが、仮に本議案が可決された場合、当社が本中期経営計画における上記の事業戦略に基づき行う成長投資の機動性が損なわれることとなり、当社の中長期的な企業価値の向上が妨げられる結果をもたらすと考えております。

また、当社は、2028年3月期におけるROE10%の達成に向けては、成長投資の実現や資本構成の最適化が重要であると考えておりますが、本議案のような、短期的かつ大規模な株主還元を行うことで一時的にROEを向上させる施策は、財務健全性を損ね、成長投資の実行を制約するおそれがあることから、長期的なROEの向上には必ずしも繋がらないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

#### ④ 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、従来から収益状況に応じた株主様への還元を行うこととする基本方針のもと、業績及び将来の事業展開と経営基盤強化に必要な内部留保資金等を総合的に勘案し、安定した配当を継続することとしております。また、当社は、2024年3月期の期末配当より、5%を下限とする自己資本配当率(DOE)という新たな株主還元方針を適用しており、2025年3月期の配当については、1株当たり126円(DOE5.2%)としております。

また、議題③「自己株式取得の件」に対する当社取締役会の反対意見の理由に記載のとおり、当社は、本中期経営計画における事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であり、現状の手元資金と政策保有株式の流動化により得られる資金については、まずは当該事業戦略を着実に遂行するための資金として活用することが最適であると考えております。

これに対し、本議案は、1株あたり170円の配当の実施を求めるものであり、DOEの水準では7.0%となりますが、これは現時点の当社においてあるべきDOEの水準に照らすと過大であると考えております。また、提案株主は同水準の配当を3年以上実行することも求めておりますが、これは前述の当社の企業価値の向上に資する株主還元方針とは大きく異なる内容です。仮に本議案が可決された場合、当社が本中期経営計画における上記の事業戦略に基づき行う成長投資の機動性が損なわれることとなり、当社の中長期的な企業価値の向上が妨げられる結果をもたらすと考えております。

また、当社は、2028年3月期におけるROE10%の達成に向けては、成長投資の実現や資本構成の最適化が重要であると考えておりますが、本議案のような、短期的かつ大規模な株主還元を行うことで一時的にROEを向上させる施策は、財務健全性を損ね、成長投資の実行を制約するおそれがあることから、長期的なROEの向上には必ずしも繋がらないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙) 本株主提案書面

議題1 取締役に対する譲渡制限付株式付与の為の報酬改定等の件

議案の要領

2021年6月18日開催の当社第50期定時株主総会において、発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大20,000株、支給する金銭報酬の総額は年額50,000千円以内等の条件の下、取締役の報酬額(年額300,000千円以内。うち、社外取締役は年額30,000千円以内)とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)を対象として譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するとの議案(以下、「第50期定時株主総会第3号議案」という。)が可決されている。

譲渡制限付株式の条件に関して、年間最大108,000株、支給する金銭報酬の総額は年270,000千円以内へ変更する(以下、「本件提案条件」という。)

具体的な支給時期及び配分については、取締役会で決定するが、株主価値創造の土台となるROE水準及び株主が得る総合的なリターンを示すTSRを含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、各年において支給される報酬総額に占める株式報酬の比率が50%以上となるように設計するものとする。但し、過度に低い業績目標を掲げることによる多額のインセンティブ支給を防ぐため、ROEが8%を下回る場合は株式報酬が支給されないものとする。

なお、本定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役等を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給に関する議案が承認可決された場合には、当該議案における譲渡制限付株式の条件を、本件提案条件へ変更するものとする。

議題2 定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)

議案の要領

当社の定款第44条を次のとおり変更する。なお、本株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。なお、本議案は、議題3「自己株式の取得の件」に係る議案及び議題4「剰余金の処分の件」に係る議案に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第44条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議により定める。	第44条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める <u>こと</u> ができる。

議題3 自己株式取得の件

議案の要領

次のとおり、自己株式の取得をする。なお、本議案は、議題2「定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)」に係る議案(以下、「本件定款一部変更議案」)の承認可決又は会社提案に係る本件定款一部変更議案に相当する議案の承認可決を条件として、決議されるものとする。

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 61 万株、総額 21 億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第 461 条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### 議題 4 剰余金の処分の件

##### 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。なお、本議案は、議題 2「定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）」に係る議案（以下、「本件定款一部変更議案」）の承認可決又は会社提案に係る本件定款一部変更議案に相当する議案の承認可決を条件として、決議されるものとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

##### ア 配当財産の種類

##### 金銭

##### イ 1 株当たり配当額

金 170 円から、2025 年 3 月期の第 2 四半期末配当である金 63 円及び当社取締役会決議に基づき 2025 年 3 月末の期末配当として決定された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額があれば当該金額を合計した額を控除した金額

##### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額（配当総額は、1 株当たり配当額に 2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

##### エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### 提案の理由：

##### 議題 1 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件

当社の第 53 期有価証券報告書では、取締役の報酬額について、「株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や意識を一層高めることを目的に概ね 8 割から 9 割を金銭報酬（5 割から 6 割を役員・役割に応じた基本報酬、3 割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬）、1 割から 2 割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。」と記載されています。

しかしながら、現在は株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や意識を一層高めるという目的を達成しているとは言い難い状態にあると考えております。

有価証券報告書に記載されている当社の取締役（社外取締役を除く）に対する金銭報酬総額を、取締役の員数で除した一人当たりの金銭報酬額は、第 50 期は約 23,534 千円だったのに対し、第 53 期には約 32,872 千円にまで著増しています。一方、同期間の業績は、営業利益が 955 百万円から 354 百万円へ減少し、ROE（当社有価証券報告書記載数値）も 6.7% から 3.9% にまで減じており、業績は下降しているにもかかわらず一人当たり報酬額が増加しています。

また、金銭報酬の一部を構成する業績報酬に関しても、当該報酬制度が導入された第 51 期は一人当たり約 7,679 千円であったのに対し、第 53 期は一人当たり約 10,641 千円と増加に

転じております。業績報酬は前年度業績と個人の成果査定により算出するとのことですが、各期の前期営業利益は約 955 百万円から約 567 百万円、ROE は 6.7%から 4.1%への減少となっており、上述の金銭報酬と結論に変わりありません。

このように、現行の取締役の報酬制度は、業績向上や企業価値向上への十分なコミットメントにはつながらない状態となっています。

この現状を改善し、真に「株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有」できる体制を築くには、取締役が直接的に業績や株価の影響を受ける形となる株式報酬を報酬総額の半分以上とすることが有効であると考えております。

本報酬制度の改定により、年間最大 108,000 株の希薄化が起こることとなりますが、当社第 54 期第 3 四半期決算短信に記載の期末発行済株式数（自己株式を除く）に対する希薄化率は約 1.87%であり、水準として過剰なものにはならないと考えます。

## 議題 2 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

会社法第 459 条第 1 項各号は、剰余金の配当等の原則として株主総会で決議されるべき事項を規定するものです。当社は定款第 4 4 条により、これらの事項について、本来的に権限を有する株主総会の権限を排除しつつ取締役会の権限としております。

会社の所有者は株主であることを再確認し、会社法が「原則として株主総会で決議する事項」と定めているものは、株主総会で決議するべきであると考えます。

なお、本提案の変更案においても、取締役会が剰余金の配当等を決議することは可能であり、当社の取締役会が機動的に剰余金の配当等を実行することは制度的に確保されております。したがって、現行定款は、本提案の変更案と比較すると、株主総会の権限を排除することを目的としたものです。このような株主総会の権限の排除には合理性がないことから、本議案の提案をする次第です。

## 議題 3 自己株式取得の件

当社は、政策保有株式につき「今後 1～2 年以内に純資産割合 20%未済までの縮減を図る」ことを発表されています。2024 年 12 月 31 日時点（第 54 期第 3 四半期決算短信）における投資有価証券は約 7,109 百万円で、純資産約 14,149 百万円の約 50.2%という高水準に留まっており、売却の迅速化が求められますが、本質的には売却後どのような行動をとるかが重要です。

当社は 2025 年 3 月 31 日時点では、中長期の ROE 目標を 10%と設定しておりますが、当該目標を実現するためには自己株式取得及び剰余金配当の両面からの積極的な株主還元により純資産をスピーディーに圧縮することが必要不可欠です。

その第一歩として、発行済株式の 10%の自己株式を取得し、株価へのコミットメントをお示しいただきたく存じます。

仮に 1 株 3,500 円にて自己株式を取得した場合の総額は約 2,124 百万円と想定され、同時期の純資産総額の約 15%となります。議題 4 における配当と合算しても約 4,760 百万円（純資産総額の約 34%）となり、分配可能額を超え財務健全性に悪影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えます。

より詳細な提案の背景は、ひびき・パース・アドバイザーズが別媒体で公表する株主提案の説明をご覧ください。

なお、取得した自己株式は、将来的に市場に再度放出される懸案を排除するために、原則として消却に充てるべきと考えます。

#### 議題4 剰余金の処分の件

当社は、政策保有株式につき「今後1～2年以内に純資産割合20%未満までの縮減を図る」ことを発表されています。2024年12月31日時点（第54期第3四半期決算短信）における投資有価証券は約7,109百万円であり、純資産約14,149百万円の約50.2%という高水準に留まっているため、売却の迅速化が求められますが、本質的には売却後にどのような行動をとるかが重要であると考えます。

当社は2025年3月31日時点で中長期のROE目標を10%と設定しておりますが、当該目標の実現のためには、自己株式取得及び剰余金配当の両面からの積極的な株主還元により純資産をスピーディーに圧縮することが必要不可欠です。

本議案が可決される場合、自己株式取得と並行で行う中期的株主還元方針として、年間170円の定額配当を3年以上にわたり実行し、継続的な株価へのコミットメントをお示しいただきたく存じます。

議題3における自己株式取得の実行後に年間170円の定額配当を3年間にわたって行う場合、当該期間の配当総額は約2,636百万円と想定され、同時期の純資産総額の約19%となります。自己株式取得額と配当総額の想定合計額も4,760百万円（純資産総額の約34%）となり、分配可能額を超え財務健全性に悪影響を及ぼす可能性は極めて低い上に、当該定額配当に関しては、当社が既に発表しているDOE5%を下限とする配当政策に矛盾するものではありません。

当社の深刻な課題は、表面的には過去10年以上にわたり企業成長及び企業価値の向上が達成出来ていないこととなりますが、その根底には、①取締役の報酬が、株主が得る利益と連動する「信賞必罰」の形になっていないこと、そしてそのため、②株主還元含むキャピタルアロケーションの姿勢が資本市場の変化のスピードについてきておらず、過度に保守的に運営されてきていることで収益改善及び資本収益性改善が達成されていない、この二点が存在していると考え、このような提案とさせていただきます。

より詳細な提案の背景は、ひびき・パース・アドバイザーズが別媒体で公表する株主提案の説明をご覧ください。

以上